

不思議なフランスの労使関係

すずき ひろまさ 鈴木 宏昌

●早稲田大学名誉教授、IDHE客員研究員

3年前に大学を退職したのを機に、パリ郊外に 転居、週に2回ほど労使関係の研究者が集まる研 究所に行き、本を読んだり、議論したりしている。 そんな中、昔からの知り合いの研究者チームが団 体交渉の実態調査で、昨年、一昨年と3回ほどパ リにやってきた(労働政策研究・研修機構のプロ ジェクト;島田陽一調査団)。そのヒヤリングの セットと自称通訳として、フランスの政労使関係 者、研究者などと直接ヒヤリングすることができ た。これは、私にとって、大変に貴重な経験であ った。全体的に、想像以上に、フランスの労使関 係は動いていると感じた一方、個人的にいくつも 基本的な発見をした。フランスの労使関係の特徴 をいくつかのポイントにまとめて紹介してみたい。

1. 低い労働組合の組織率と非常に高い労働協約 の適用率

フランスの労働組合の組織率は先進国の中では、 もっとも低いと推定されている。全セクターで7 ~8%程度で、民間企業では組織率は5%と推計 されている。つまり、労働組合が活動しているの は、公務関係と大企業と見ておおよそ間違いない。 その低い労働組合の組織率に加えて、フランスの 労働組合はいくつものナショナルセンターに分か れている。全国的なナショナルセンターと認めら れているものだけで、5つ、それ以外にも国有企 業や公務員組合には個別の組合運動がある。大手 のナショナルセンターは、CGT、CFDTがトップを争い、その後、公務員の事務職などが多いFOが続く。もっとも、大手のCGTやCFDTでも、実際に組合費を払っている労働者数は、約50万人でしかない。CGTは、もともと共産党に近く、国有企業や大企業のブルーカラーで影響力を持つ。CFDTは改良主義的で、現在与党の社会党に近い。

ところが、労働協約の適用率となると92%とほぼすべての労働者がその適用範囲に入る。その訳は、労働協約が産業別に締結され、組合員あるいは非組合員とは関係なく、その産業で働くすべての労働者に拡張適用される(労働省の省令)。先進国の中で、これほど組合の組織率と協約の適用率が異なることは珍しい。フランスでは、大多数の労働者は組合のないところで働いているので、産業別労働協約によって一定の雇用・労働条件が担保されることになる。公正競争の観点から使用者は団体交渉に参加する。

2. 労働組合代表は組合員の利益代表ではない。

なぜ、国は労使の交渉結果である産業別協約を 拡張適用し、強制力を持たせるのだろうか?その 答えは、フランス特有の労働組合の法的位置づけ と関連している。20世紀初めに確立した判例によ り、国から代表性を認められた労働組合は、自分 たちの組合員の利益代表ではなく、当該労働者す



べての労働者の代表として交渉を行う。したがっ て、締結された協約は、労働組合員あるいは非組 合員の区別なく、当該労働者すべてに拡張適用さ れるという論理である。この点、労働組合が、原 則的に、組合員の利益代表であるわが国やドイツ とは決定的に違うことになる(アメリカは、多数 を占める組合が独占的に交渉を行う)。フランス では、様々なレベル(中央、産業、企業)で交渉 が行われるが、組合代表には一定の時間の労働を 免除され(たとえば、週20時間)、組合活動に専 念することが法律で認められる。この時間免除は、 総計すると、フルタイムの専従者3万~4万人に 相当するという。組合員数が少ないのに、ナショ ナルセンターの本部が立派で、多くの組合活動家 がいるのは、結局、労働者全体の権利を守るとい う大前提があるためである(政府からナショナル センターへの補助金も出されている)。

3. 国レベルの労働組合の発言と企業レベルの組合の立場は異なる

フランスの労働組合は政治レベルで相当な影響力を持っている。労働法の改正の前には、必ず労使代表の意見を聞くことが法律で決まっている。今日、大きな政治問題になっている競争力回復への企業減税(300億ユーロ、4兆2千億円)にしても、政府は労使の意見を聞いて後に、予算を決定する(雇用に影響があるため)。また、失業保

険は労使が運営している建前となっている。このように、国のレベルで労働組合は政治的な発言力を持ち、現政権に批判的なCGTやFOは、かなり過激な政策批判を繰り返している。しかし企業レベルでヒヤリングをしてみると、その印象は異なる。企業レベルでは、雇用を守るためには競争力強化は必要として、CGTやFOの代表を含めて、柔軟な対応をしている模様である。過激派が多いとされるCGTも、企業レベルでは数多くの協約に署名している。

4. 労使とも法律専門の人が幅を利かす

団体交渉に関するインタビュで印象に残ったのは、労使双方とも法律の専門家が多いことだった。フランスの労働法典が3千ページを超える分厚いもので、雇用契約、団体交渉、労働条件、訓練、安全、差別禁止などに関して、細かな手続き、条項が定められている。そこで、企業の人事担当者の第一の課題は法の遵守である。労働組合の方も法律専門家を多く抱え、いつでも法定闘争に訴える準備をしている。中でも、CGTは、専門家も認める労働法の月刊誌「Droit ouvrier」を1948年から発行している。ある友人が、中国語で、フランスを「法国」とするのは面白いと指摘していた。